清瀬市みどりの基本計画

～人とみどりを共に育てるまち　きよせ～

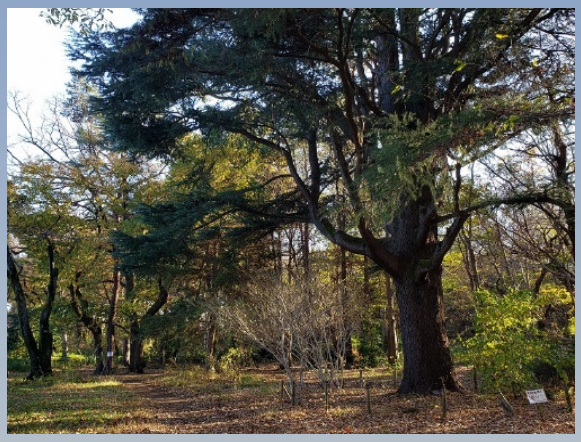

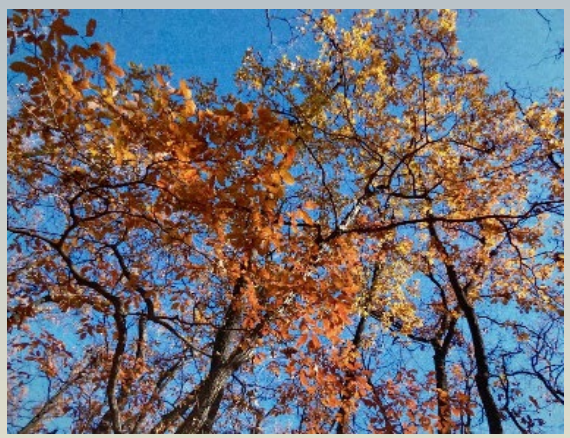

令和３年（2021 年）３月 改定

清瀬市

はじめに

清瀬市には、都心へのアクセスに恵まれていながら自然に囲まれて暮らすことのできる、都市と自然が調和した環境があります。特に、柳瀬川・空堀川に連なる水辺や崖線のみどり、屋敷林・農地・雑木林が一体となった武蔵野の郷土景観に残るみどり、結核との闘いの名残でもある病院街のみどりは、市を象徴する個性でもあります。

この水とみどりに恵まれ、豊かな自然と共生する清瀬の特徴を生かした個性あるまちづくりの推進に向けて、みどりに関する総合的な計画として平成10年（1998年）3月に「清瀬市みどりの基本計画」を策定し、平成23年（2011年）3月の改定を経て、各施策を展開してきました。その中でも、公園・緑地を残すための公有地化と、老木化した緑地の若返りを図る萌芽更新は、市の貴重なみどりを次世代に残すための施策として特に力を入れています。

前回の計画改定から約10年が経過し、みどりの保全に関する考え方は変化しています。保全に取り組む主体に関しては、生産緑地法、都市緑地法、都市公園法などの改正や新たな法律の施行などを通じて、人的・財政的に限界を迎えつつある行政から、市民や事業者にシフトしていくための制度が推進されています。また、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）においては、生態系保護、防災・気候変動対策を中心に、目標達成に向けて大きく寄与することから、みどりの保全や創出の重要性が再認識されました。さらに、近年の自然災害を軽減するためのグリーンインフラや、コロナ禍において３密を回避するための屋外活動の場など、公園・緑地の多機能性に着目した活用に期待が集まっています。

本改定計画では、これらの変化に対応しながら、清瀬市のまちづくりの基本理念「手をつなぎ　心をつむぐ　みどりの清瀬」に向けて、市民、事業者の皆さまと協力し、清瀬市の個性であるみどりに磨きをかけて次世代に残すことを目指していきます。

最後に、これまでみどりの保全・創生に寄与し、改定にあたっては貴重なご意見をいただいた「清瀬市みどりの環境保全審議会」の各委員をはじめ、日頃よりご意見とご協力をいただいている市民の皆さまに改めて感謝の意を表します。

令和３年（2021年）3月

清瀬市長　渋谷 金太郎

目　次

序章 1
１　「清瀬市みどりの基本計画」とは 1
２　「清瀬市みどりの基本計画」の改定 1
３　計画の対象とするみどり 4
４　みどりの役割 6

第１章　計画の位置づけ 7
１　「清瀬市みどりの基本計画」の位置づけ 7
２　計画の目標年次 7

第２章　みどりの現状と課題 8
１　清瀬市の概況 8
２　清瀬市の特色あるみどり 9
（１）公共のみどり 9
（２）民間のみどり 10
３　みどりの現況 12
（１）「緑被率」の現況 12
（２）「みどり率」の現況 15
（３）「緑地」の現況 16
４　生きものの生育・生息状況 19
（１）植生 19
（２）野生動物 19
５　生態系の特徴 23
（１）台地エリア 23
（２）柳瀬川及び空堀川流域エリア 25
（３）河岸段丘エリア 27
６　前計画からの課題 29
（１）前計画の目標 29
（２）前計画の施策の検証 30
（３）今後の課題 31
７　みどりに関わる社会情勢や国・都の動き 32
８　みどりに関する市民意識 39
（１）みどりについて 39
（２）生物多様性について 40
９　計画改定の考え方 42

第３章　計画の目標と基本方針 43
１　基本理念 43
２　10 年後のみどりの将来像 44
（１）清瀬市におけるみどりの将来像 44
（２）みどりの機能別に見た将来像 44
３　計画の目標 47
（１）緑地及び緑被率・みどり率の確保目標 47
（２）一人当たりの公園面積 47
（３）生きものの保全に関する目標 47
４　基本方針 48
（１）生物多様性の保全　【生物多様性地域戦略】 48
（２）みどりの機能の発揮 50
（３）みどりの維持・管理と利用 50

第４章　推進施策について 51
１　施策の体系 51
２　推進施策 52

第５章　地域別の方針 78
１　地域区分 78
２　地域別のみどりの方針 79
２－１ 清瀬駅周辺地域 79
２－２ 南部地域 83
２－３ 中部地域 86
２－４ 北部地域 89

第６章　計画の推進に向けて 92
１　市民･事業者･行政の協働の推進 92
２　関係機関への協力要請と連携 92
３　計画の適切な進行管理 93

資料編 94
１　東京都の絶滅危惧種 94
２　清瀬市のみどりに関する市民アンケート調査結果 110
３　東京都本土部における植栽のための在来種リスト 119
４　用語集 135

序章

1　「清瀬市みどりの基本計画」とは

「清瀬市みどりの基本計画」（以下、「みどりの基本計画」という）は、都市緑地法第 4 条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」に関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出していく計画のことです。

≪清瀬市におけるみどりの意義≫

清瀬市には、屋敷林・農地・雑木林が混在する武蔵野の面影を残した景観、柳瀬川・空掘川沿いの親水空間、貴重な植生を残している崖線緑地、病院街の緑地、地域の方に昔から親しまれてきた社寺林など、特徴的なみどりが豊かに残っています。

これらのみどりは、都市環境の保全、景観の向上、人々のやすらぎのためばかりでなく市民の福祉や防災、環境学習の場など、市民の生活環境を様々な面で支えています。また、近年世界規模の環境問題である気候変動への対応や生物多様性の保全にも、重要な役割を担っています。

このような中、「まちづくり」における「みどり」の役割はますます重要となってきており、みどりの保全と持続的な維持・管理のための施策の展開が求められています。

2　「清瀬市みどりの基本計画」の改定

（1）今回の改定の背景

- 「清瀬市みどりの基本計画」は平成 22 年度（2010 年度）に改定され、10 年が経過しました。この間、社会・経済、みどりを取り巻く環境の変化、改正された生産緑地法・都市緑地法等及び市民ニーズの多様化を受けて改定された市の上位または関連する計画を反映するため、みどりの計画を改定します。
- 平成 22 年度（2010 年度）改定以前は、緑地面積の拡大や都市公園の整備など、「みどりの量」の確保に重点が置かれてきました。しかし、平成 22 年度（2010 年度）計画では、みどりの維持・管理の推進と質の向上を目標にしてきました。社会の成熟が進むなか、「みどりの量」を確保するだけではなく、みどりが持つ多機能性を都市や地域のために引き出すこと（=「みどりの質」を向上させること）に重点が移りつつあったからです。今回の改定でも、引き続き、みどりの維持・管理の推進と質の向上を目指します。

（2）生物多様性地域戦略の位置づけ

生物多様性保全の考え方に関しては、前回計画の基本理念でも示されているとおりですが、みどりに関する施策の多くは生物多様性の保全と共通するものです。そのため、今回の改定では、みどりの保全・創生と生物多様性保全の関連を強調し、さらに生物多様性に特化した施策を定めることにより、本みどりの基本計画改定版を「生物多様性基本法第 13 条に基づく生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）」として位置づけます。

１　生物多様性とは

私達の住む地球には、おおよそ 3,000 万種類ともいわれる、膨大な種類の生きものが存在するといわれています。こうした生きものは、地球で最初に生きものが生まれたといわれる約 38 億年前より、多様な環境に適応しながら、様々な種に進化してきました。そして、これら多くの生きものは、相互に影響を及ぼし合いながら、非常に複雑で多様な生態系を構成しています。こうした多種多様な生きものが、相互につながりながら生きていることを、「生物多様性」といいます。

そして、この生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という３つのレベルの多様性で定義されています。

（１）生態系の多様性

地球上には、山、草原、樹林、湿地、河川、海など、非常に多様な環境が存在します。そして、それぞれの環境で、そこに適応した生きものたちが生態系を構築しています。このように様々な環境下で多様な生態系が構築されていることを、「生態系の多様性」といいます。

（２）種の多様性

動物や植物、微生物など、多様な種類の生きものが存在することを「種の多様性」といいます。様々な種が存在し、それぞれが相互に関係性を持ち、複雑につながり合うことが、豊かな生態系を生み出す前提となります。

（３）遺伝子の多様性

同じ種の生きものの中でも、遺伝子の違いにより様々な形態があらわれることをいいます。同じ種であっても、異なる環境で生息することにより、それぞれの環境に適応するかたちで、様々な個性を身に着けていくことができるのです。

この３つのレベルの多様性により、地球上での複雑な生態系のバランスが維持されています。

２　生物多様性による恵み

私達人間も、こうした生きもののつながりの中で生かされています。私達の生きていくために不可欠である、空気、水、食べ物は、地球上に生きる様々な生きもののつながりの中から生み出されているのです。こうした生物多様性から受ける様々な恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。具体的には、我々は以下の 4 種類のサービスを生態系から受けているといわれています。

（１）基盤サービス

私達が生命を維持するために不可欠な要素を生態系が提供してくれることをいいます。植物は生きものの呼吸に必要な酸素を光合成によってつくりだすことや、植物の生育に必要な豊かな土壌を微生物が維持すること、きれいな水の循環を生態系が生み出していることなどが挙げられます。

（２）供給サービス

私達の生活に役立つ様々なものを生態系が供給してくれることをいいます。日々の食事、着ている服、病気になったときの医薬品、家を作る木材など、私達が利用する様々なものは、もとをたどると自然から生み出されたものを活用してつくられています。

（３）調整サービス

私達の暮らす環境を生態系が安定させてくれることをいいます。例えば、森林にはその貯水能力により、河川の水量を調整し、洪水を抑制するはたらきがあります。

（４）文化的サービス

私達が自然と触れ合うことにより、心理的、精神的に影響を受け、様々な文化的な活動が生まれることをいいます。例えば、絵画、文学、音楽などの芸術は、自然環境が大きなインスピレーションを与えてきました。また、私達の日常のレクリエーションなどでも、自然は私達の心に多くの満足感を与えてくれます。

３　生物多様性の危機

このように、人間は生物多様性から多大な恩恵を受けています。しかし、近年この生物多様性は大きな危機に瀕しているといわれています。自然界においては一定の頻度で種の絶滅は起こりますが、人間の活動がそれを加速させているのです。こうした人間の引き起こす生態系の危機は、以下の４つが挙げられます。

（１）開発や乱獲による危機

私達は生活していくために土地を切り開き、家やインフラをつくるなどの開発を行ってきました。しかしこれによる環境の変化は、多くの生きものの生息環境に破壊的な影響を与えています。また、鑑賞や商業利用のための生きものの乱獲が、種の個体数を直接減少させています。

（２）自然への働きかけの不足による危機
　日本の里地里山は、これまで木材や水など生活に必要なものの供給源として、地域の人々により手入れされながら利用され、それにより適切な自然環境がたもたれてきました。しかし、近年の産業構造の変化や高齢化の進展などにより、こうした利用がされなくなり、管理放棄された里地里山では、人間により維持されてきた生態系のバランスが大きく崩れてきています。
（３）人間により持ち込まれたものによる危機
　人間の様々な活動の結果、外部から新たな生きものが持ち込まれることが増えています。飼っていたペットが逃げ出した、釣りのために新たな魚を放流した、国外から輸入した積荷に紛れ込んでいた、など様々な理由により、元々その地域に存在していなかった外来種が流入してしまうのです。こうした外来種は、在来の生きものを補食することなどにより、地域固有の生態系に大きな影響を及ぼします。
（４）地球環境の変化による危機
　温室効果ガスによって引き起こされる地球温暖化は、生物多様性にも大きな影響を与えます。平均気温の上昇により生きものの生息環境が変化することにより種の絶滅リスクが大きく増大するといわれています。

４　生物多様性をみどりの基本計画で取り扱う背景

（１）「生物多様性の保全」「持続的な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」という三つの目的から「生物多様性条約」が 1992 年 5 月に締結され、生物多様性は人類の生存に不可欠な条件とされています。

（２）わが国においては、生物多様性基本法の施行、2010 年生物多様性条約締約国会議（CBD/COP10）の開催、生物多様性国家戦略 2012-2020 の策定など総合的な取組みが進められています。

（３）日本の生物多様性の課題として、「開発や乱獲による種の減少・絶滅、生育・生育地の減少」「里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下」「外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱」「地球温暖化の進行による生物多様性に対する影響」等が取り上げられています。

（４）「生物多様性国家戦略 2012-2020」において生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題として、生物多様性の社会への浸透や、重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなどの人口減少を踏まえた国土の保全管理などをあげています。また、都市緑地法運用指針を改正し、みどりの基本計画策定時の留意事項に中核地区（郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給などに資する核となる緑地）の配置など、生物多様性の確保に関する視点を追加しました。

（５）東京都の「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」では、市区町村に「住民、事業者、NPO 等と連携した地域に密着した緑の保全・創出活動の推進」や「生物多様性の重要性を学習し、体験する機会の提供に努める」などの役割が期待されています。

（６）こうした中で本市においても「生物多様性のめぐみ（生態系サービス）を視野にいれたみどりの保全・創出」及び「生物多様性を意識した都市公園整備・都市緑化」「生物多様性の理解を広めること」等に積極的に取り組んでいきます。

３　計画の対象とするみどり

（１）みどりとは

この計画は、生物多様性地域戦略の性格も併せ持っており、みどりと生物多様性との深い関わりを前提に策定しています。そのため、この計画における「みどり」は、以下に示すように、清瀬市みどりの環境をつくる条例で定義する「樹林、竹林、樹木、生け垣、草地、農地、公園、水辺等の植物を主体とした生きものの生育環境」に加え、そこに生息する動物・植物などの生きものも指します。

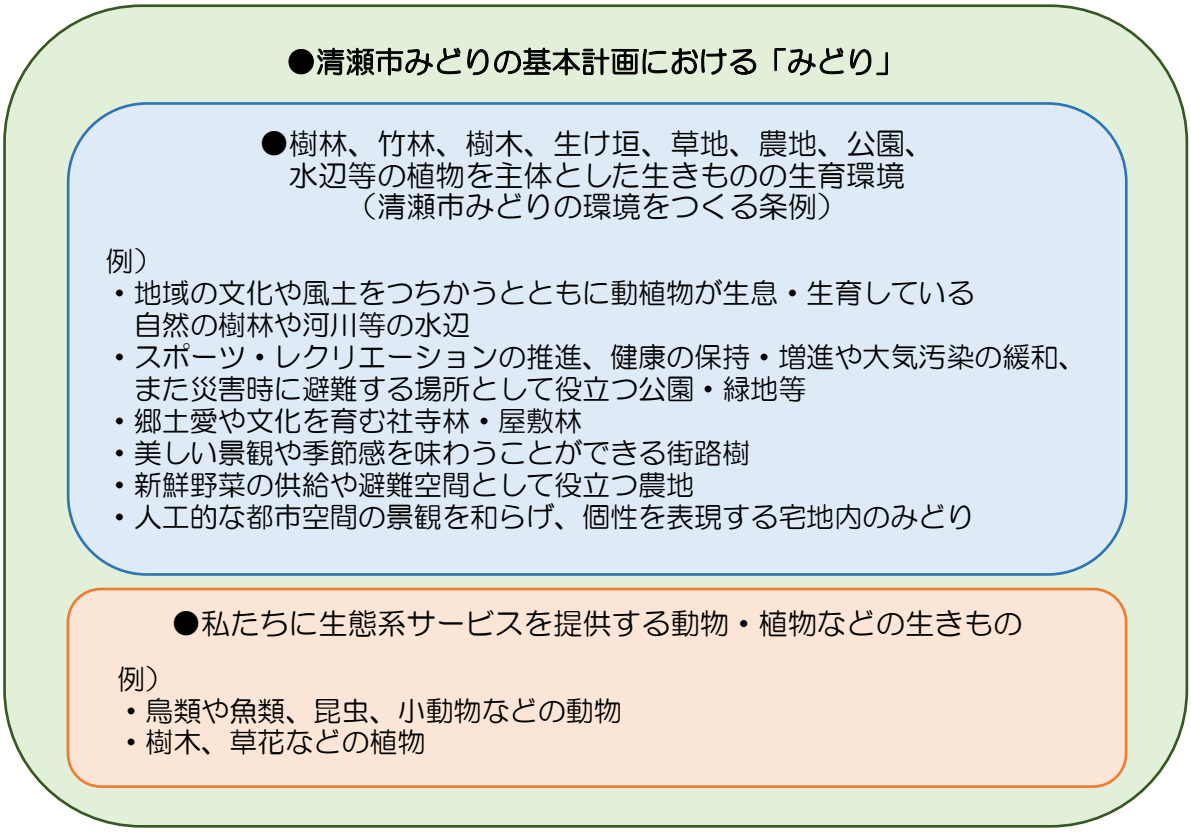

（２）緑地

一般的に「緑の基本計画」の計画目標の対象とする緑地は、「施設緑地」と「地域制緑地等」に分けられます。施設緑地は、都市公園法に基づいた都市公園や、都市公園以外の「公共施設緑地」（公園緑地に準じる機能を持つ施設や公共施設における植栽地等）、都市公園以外の「民間施設緑地」（市民緑地や社寺境内地など）に区分されます。地域制緑地等は、一定の区域を定めて土地利用をコントロールすることで、自然環境保全や緑地機能の確保を図る緑地を指します。清瀬市においては、例えば、特別緑地保全地区や生産緑地地区（法によるもの）、保存樹林（条例によるもの）が挙げられます。具体的には次の表のように分類されます。

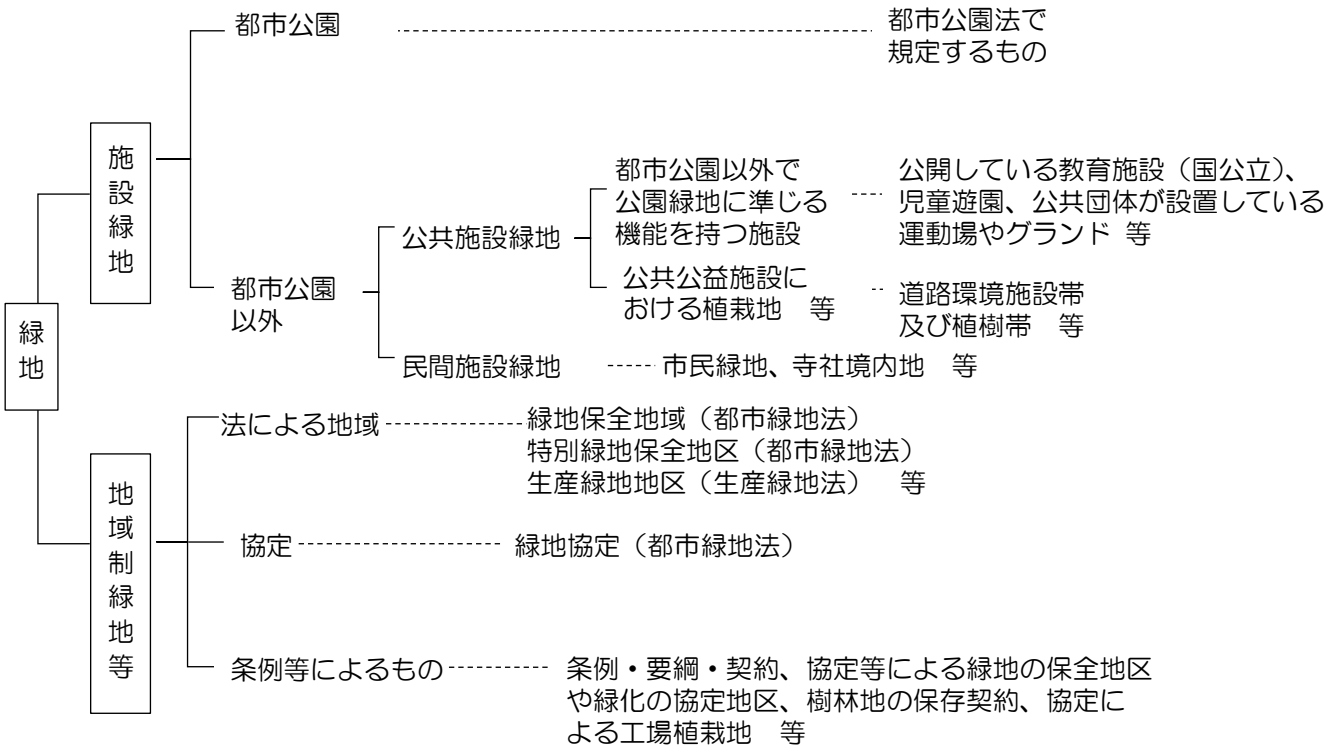

計画目標で対象とする主な緑地の分類

出典：新編　緑の基本計画ハンドブック一部抜粋（平成 19 年（2007 年）、社団法人日本公園緑地協会）

（3）緑被率・みどり率で扱うみどり

- 植生（樹木、草）に被われている場所を緑被地といい、これには農地も含まれます。また、緑被率とは、一定の地区に対する緑被の割合のことです。この緑被率を把握することにより市内全域のみどりの量や地域的な特性を知ることができます。
- みどり率は、ある地域における、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいいます。緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたものが「みどり率」です。

（詳細は 12 頁以降）

４　みどりの役割

（１）みどりは都市の環境を守ります

みどりには、気温、日照、風などの微気象を調整し、雨水をたくわえて流出する量を調整する役割があります。また、大気中の浮遊物や排気ガスなどを浄化することにより、新鮮な酸素を供給する効果があることがわかっています。

こうしたことから、みどりは人間を含めた生きものが存在する都市の環境を守る大きな役割を持っています。

（２）みどりは様々な生きもののいのちを育みます

みどりは、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤となっています。なかでも、まとまりのある樹林地や良好な河川などは、広域的にも重要な役割を果たしています。また、身近な公園や、街路樹、宅地内のみどりなどの規模の小さなみどりであっても、みどりのネットワークをつなぐ機能があるため、生物多様性の保全に寄与する大切な役割を果たしています。

さらに、動植物とのふれあいは、次世代を担う子供たちの情操を育む教育の場としても重要です。

（３）みどりはレクリエーション活動の主役となります

市街地の中の公園や広場は、子供達の遊び場や住民の交流と憩いの場を提供します。近年は、利用方法の幅も広がりを見せており、土と親しむ場として体験農園やコミュニティガーデンなどのみどりにも注目が集まっています。また、コロナ禍でのテレワークの拡大など「新しい日常」における暮らし方、働き方の変化を背景に、健康増進やレクリエーションの場として身近な公園緑地の重要性が再認識されています。

（４）みどりは都市の安全性を高めます

平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、みどりとオープンスペースは避難場所や復旧・復興支援の場としても機能しました。また、みどりとオープンスペースは水害や土砂災害などを軽減するグリーンインフラとしての機能に期待が寄せられています。

（５）みどりはうるおいのある美しいまちをつくります

道路沿いの生垣や街路樹、公園の樹木や宅地内のみどり、一本の大木や社寺の周囲を取り囲む森など、みどりは美しい街並みを形づくる上で欠かせない存在となっています。また、身近な樹木の成長や四季折々の色どりの変化が人々にやすらぎや喜びなどを与えるなど、人々に心理的なうるおいを与える役割も果たしています。

第１章　計画の位置づけ

１　「清瀬市みどりの基本計画」の位置づけ

清瀬市みどりの基本計画は、都市緑地法第 ４ 条第１項の規定により市が定める、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。第 ４ 次清瀬市長期総合計画の将来像の１つ「豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち」の実現に向けて、上位計画である「清瀬市都市計画マスタープラン」や「清瀬市農業振興計画」などの関連計画との整合を図り、市のみどりに関する総合的な計画の役割を担います。

また、生物多様性基本法第 13 条により市が定める生物多様性地域戦略もみどりの基本計画と同じように、上位計画・関連計画と方向性を合わせ、清瀬市を中心とした生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画としての役割を担います。

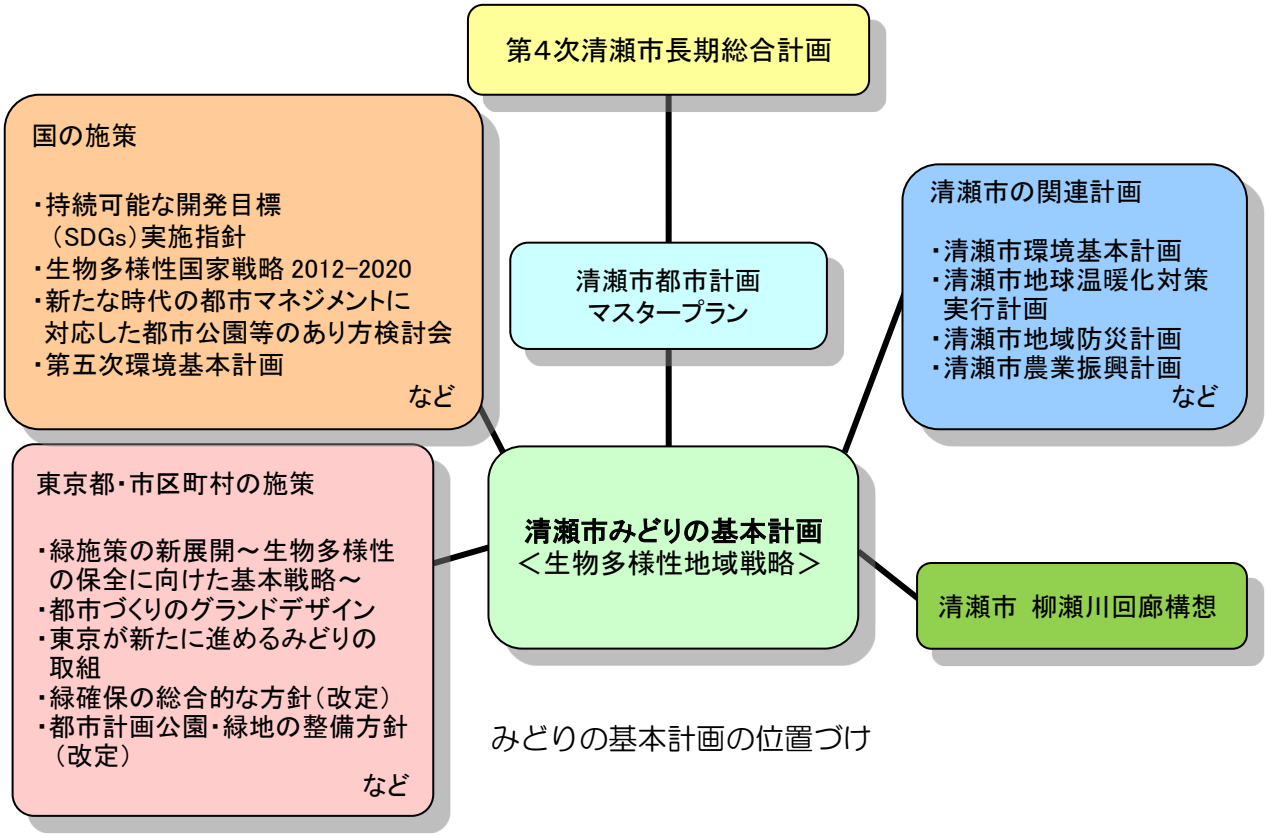

みどりの基本計画の位置づけ

２　計画の目標年次

改定後のみどりの基本計画及び生物多様性地域戦略の目標年次は、令和 12 年度（2030 年度）とします。（令和３年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間）